

平成29年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年3月8日（木）
開会：午前10時00分 閉会：午前11時00分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
 - 議案第15号 平成30年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第16号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第17号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第18号 平成29年度大津市一般会計教育費2月第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第19号 平成29年度 大津市 学校給食事業特別会計2月第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
 - 議案第20号 （非公開） 大津市立小中学校の校長及び教頭の任免の内申について
- 4 出席委員等
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、八田委員
- 5 事務局出席者
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、田中教職員室長、本郷学校給食課長、中岡中学校給食準備室長、西本教育総務課主事
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が臨時会の開会を宣言
議題の非公開 議案第20号について、非公開とすることを可決

○議案第15号 平成30年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第15号 平成30年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について、承認を求めるものである。

平成29年度に引き続き、特別職の給料月額を独自カットを引き続き実施することから、教育委員会においては、教育長の給料月額について、第2条のとおり100分の10に相当する額を減じる措置を平成30年度に実施するものである。また、期末手当についても同様に、10%相当額を減じるものである。

また、一般職の職員の給料月額の特例として、平成29年度に引き続き、部長級から課長補佐級までの管理職員の給料月額について、2.9%から1.3%に相当する額を、それぞれ減じるものである。なお、本減額措置は、期末手当及び勤勉手当等の手当の算定の基礎となる給料月額については、適用されない。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 この条例は年度ごとに制定しているという理解で良いか。

○南堀教育総務課長 そのとおりである。毎年度、特例として制定しているものである。

○日渡教育長職務代理者 この条例案の策定に関し中心となって議論している部署はどこか。

○南堀教育総務課長 基本的には人事課を総括している総務部である。そこで案を作成し、市長・副市長も交えて議論する。

○日渡教育長職務代理者 教育委員会の事務局の職員は、市役所の中でかなりの人数を占めている。また教育長が副市長に次いで大きく影響を受けているので、案として合意する際に、市長・副市長のみならず教育長も交えてもらうよう働きかけをして頂きたい。

○船見教育次長 この件については教育長には理解をいただいている。

○日渡教育長職務代理者 現在了解しているかどうかというより、意思決定の際にも教育長を交えるのがよいのではないかと考える。

○船見教育次長 意見として申し送りする。

【採決】 可決

○議案第16号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

○議案第17号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第16号大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について、及び議案第17号大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出に係る臨時代理について、承認を求めるものである。

まず、臨時的任用職員についてである。

1つ目は、平成29年人事院勧告等に基づき、正規職員の給与改定がなされることにならない、賃金の改定を行うものである。

2つ目は、市立小中学校勤務の支援員の職の整理を行うもので、インクルーシブ教育の体制

構築のため、小1すこやか支援員と特別支援教育支援員を統合して学校生活支援員とするとともに、看護師免許を有する特別支援教育支援員に代えて、医療的ケア支援員を新たに設けるものである。

3つ目は、幼稚園臨時講師の勤勉手当について、現行6月及び12月期の100分の85を、ともに100分の90に改定するものである。

続いて、嘱託職員についてである。

1点目は、平成29年人事院勧告等に基づき、正規職員の給与改定がなされることになり、報酬の改定を行うもの、及び、外国語教育政策アドバイザーについて、月額で払う場合の単価に加え、日額で支払う場合の単価を追加するものである。

2点目として、市費負担講師の特別報酬として、地域手当を7.3%から7.5%に、勤勉手当について現行6月及び12月期の100分の85を、ともに100分の90に改定するものである。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 人事院勧告に準拠してということだが、医療的ケア支援員は人事院勧告に基づいて設置されるのか。

○南堀教育総務課長 医療的ケア支援員は人事院勧告とは関係ない。特別支援教育支援員を学校生活支援員に統合したが、特別支援教育支援員の中に医療的ケアをしている特別支援教育支援員がおり、その部分については医療的ケア支援員に移行した。その上で、人材を確保するため賃金を上げたものである。

○日渡教育長職務代理者 医療的ケア支援員だが、これを設置するにあたって詳細な説明があったか。

○船見教育次長 もともと特別支援教育支援員の中で「看護師資格を要するもの」というとして配置していたものであるが、新たに名称を設けることと、単価を上げるということについて、新年度予算で少し触れたが詳細には説明ができていなかった。

○日渡教育長職務代理者 新たな職の設置であり、事前に詳細につき教育委員会で説明すべきであったと思う。

○船見教育次長 今後、漏れのないよう注意する。

○日渡教育長職務代理者 この医療的ケア支援員は何人中何人くらい想定しているのか。

○船見教育次長 2名である。現在、逢坂小学校と南郷小学校に医療的ケアが必要な児童がいるものである。

○日渡教育長職務代理者 もともと医療的ケアが必要な児童がいる学校があるので設置しており、その職を規定するために今回このように改正するということか。

○船見教育次長 そのとおりである。

○前田委員 医療的ケア支援員の時給1,560円の金額についての説明をいただきたい。

○船見教育次長 改正前の1,450円は、市全体の他の職場で看護資格を要するものと同額であった。改正後の1,560円は、県と金額を合わせている。

○八田委員 スクールミーティングでも、看護資格を要するものを募集する際に、時給が低いのがネックであるという声があった。

また嘱託職員について、報酬が上がっている役職と、例えば、弁護士、国際交流員など上がっていない役職があるが、その差は何か。

○西本教育総務課主事 今回の改正は、人事院勧告等に基づく正規職員の給与改定に伴って、それに準じている嘱託職員を対象として報酬を増額するものであり、元々正規職員の給料表に準じていない、高額な報酬を支給している役職への報酬は対象としていないためである。

【採 決】 可決

○議案第18号 平成29年度大津市一般会計教育費2月第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

○議案第19号 平成29年度 大津市 学校給食事業特別会計2月1次補正予算に関する意見の
申出に係る臨時代理について

【説明】

○西村政策監 議案第18号、平成29年度 大津市学校給食事業特別会計2月第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について、及び議案第19号平成29年度 大津市学校給食事業特別会計2月第1次補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について、承認を求めるものである。

このたびの補正総額は、1億3,829万円の減額で、補正後の教育費の予算額は92億6,544万9千円となる。

学校給食事業特別会計の補正総額は、544万7千円の増額で、補正後の予算額は15億1,300万円となる。

2月補正予算については、主に決算を見通した事業費の精算となり、今回はその中で歳出のうち主なものをピックアップして説明する。

「学校施設整備費」は、志賀小学校体育館建替用地取得に関して、用地購入費等を繰り越すものである。

「就学援助費（小）」及び「就学援助費（中）」は、就学援助に係る費用につき精査の上、不足分を増額するものである。

「文化財保護管理運営費」は、事業の進捗及び国庫補助の返還に伴う補正である。

「文化財等保存対策費」は、事業の進捗に伴う精算である。

「学校給食事業特別会計」は、給食日数減に伴い、賄材料費が減少する一方、三つの共同調理場の設備の修繕費を増額するもの等である。

また、歳入については、補助金や負担金等の収入につき、それぞれ事業の精算に伴い精算するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第20号 （非公開）大津市立小・中学校の校長および教頭の任免の内申について

（非公開）

【採決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言